

労務 ROAD

令和7年度のキャリアアップ助成金 「正社員化コース」のご案内

- キャリアアップ助成金とは、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。
- 今回は「正社員化コース」についてお知らせします。

キャリアアップ助成金 ～正社員化コース～

就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員化した場合に助成します。

* 多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）へ転換等（派遣労働者の直接雇用含む）した場合も正規雇用労働者へ転換等したものとみなします。

1. 主な要件

- ① 正社員転換前に計画届の提出が必要（これから正規になる方のみ適用可）
- ② 最低でも入社から1年以上の雇用期間が必要（途中退職は昇給しても申請不可）
- ③ 正社員転換時に3%の賃上げが必要
- ④ 年に一度の昇給+賞与か退職金制度の導入・規則への明記・運用が必要（改定・運用必須です）
- ⑤ 会社都合（解雇）が発生した場合、前後半年間ずつ、申請不可

2. 対象者の範囲・助成額の変更について

令和7年4月1日以降は、支給対象者について重点支援対象者とそれ以外の者に区分され、それぞれ異なる支給額となりました。

○改正前：令和7年3月31日までの取組（ ）は大企業の助成額

・ 有期→正規 80万円（60万円） ・ 無期→正規 40万円（30万円）

【加算措置／加算額】

- 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用した場合 28.5万円
- 母子家庭の母等又は父子家庭の父 9.5万円[有期→正規の場合]
- 人材開発支援助成金の特定の訓練終了後に正社員転換 9.5万円[一部11万円]
[有期→正規の場合] 等

※ 雇用された期間が通算5年を超える有期雇用労働者については
無期雇用労働者とみなします。

○改正後：令和7年4月1日からの取組（ ）は大企業の助成額

【重点支援対象者】

有期→正規 80万円（60万円）
無期→正規 40万円（30万円）

【重点支援対象者以外】

有期→正規 40万円（30万円）
無期→正規 20万円（15万円）

「重点支援対象者」とは

- a：雇入れから3年以上の有期雇用労働者 ※
- b：雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者
- ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下
 - ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない
- c：派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者

※ 雇用された期間が通算5年を超える有期雇用労働者については
無期雇用労働とみなします。

※※ 新規卒卒者については、雇入れられた日から起算して1年未満のものについては、支給対象者から除外します。

※ 改正前：雇入れから半年以降5年未満はいつでも転換 OK⇒80万円助成
改正後：雇入れから **3年以上** 5年未満はいつでも転換 OK⇒80万円助成

【厚生労働省より】

VOL.954
(2505-1)



〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
H P : <https://k-s-j.net/>
編集:井村・足立・茅原・石田

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで！

～中小事業の労働保険事務は
「労働保険事務組合」への加入
が便利です！～

● 「労働保険事務組合」に加入
するメリット

✓ 事業主様や家族従事者の
方も労災保険に特別加入する
ことができ、安心して仕事が
できます。

✓ 労働保険料の分割払いで
負担軽減（年3回の分割納付）

✓ 事務の効率化：労働保険の
申告・納付等の労働保険事務
は、労働保険事務組合が事業
主様に代わって処理します。

5月労務スケジュール

・ 労働保険年度更新準備
（7月10日が期限）

・ 市町村から送付される特別
徴収税額の決定通知書（個
人住民税）の確認、各従業員
への通知。6月からの特別
徴収事務に備える。